

保存樹木・樹林制度のご案内 (令和7年度版)

足立区 パークイノベーション推進課
緑化推進係 ☎03-3880-5188

1 保存樹木・樹林の指定について

足立区では、個人宅や寺社等で良好な緑を形成している樹木を、保存樹木・樹林として指定しています。
所有者(管理者)の皆様からのお申し出があった場合、区が基準を満たすか調査して、指定いたします。

◇指定の基準◇

- ・ **保存樹木**: 樹木の高さ 10m以上、地上 1.2mにおける幹周りが 1.5m以上
 - ・ **保存樹林**: 樹木の一集団が占める土地の面積が 300 m²以上
- 上記による大きさのほかに、樹木の勢い、形、立地条件などを確認します。

保存樹木・樹林の管理は、それぞれの所有者(管理者)の方が行うことになっています。
指定を受けた場合は、地域のみなさんからも愛される、貴重な緑の財産として、将来にわたって保存していただきますようお願いいたします。
区では、剪定費用の補助や、補助金をお支払いするなどのお手伝いをいたします。

2 保存樹木・樹林の補助金の交付について

保存樹木・樹林を所有(管理)されている方に、10月1日を基準日として、年1回、補助金をお支払いします。

(1) 保存樹木

① 固定資産税課税対象地にある樹木	② 固定資産税非課税対象地にある樹木
・ 1本目 8,000 円/年	・ 1本目 5,000 円/年
・ 2本目以降1本につき 5,000 円/年	・ 2本目以降1本につき 3,000 円/年
(限度額 150,000 円/年)	(限度額 100,000 円/年)

(2) 保存樹林

① 固定資産税減免措置のない土地の保存樹林	② 固定資産税減免措置のある土地の保存樹林
・ 300 m ² から 1,000 m ² まで 40,000 円/年	・ 左記の区分により算定した補助金の <u>4分の3</u> の額
・ 1,001 m ² から 2,000 m ² まで 80,000 円/年	
・ 2,001 m ² から 3,000 m ² まで 120,000 円/年	
・ 3,001 m ² 以上 150,000 円/年	

3 保存樹木・樹林の管理支援等について

(1) 樹木剪定 【要事前申請】 ★令和6年4月に、支援内容を一部変更しています★

剪定や病虫害防除など、樹木を適正に維持するための費用の半額を区が負担します。
詳細は裏面をご参照ください。

(2) 健全育成 【要事前申請】

老化した樹木の診断や樹勢回復、支柱の設置など、樹木が健全に育成するための処置費用の全額を区が負担します。詳細は、緑化推進係へお問い合わせください。

(3) 秋期落ち葉収集 【要事前申請】

秋期(例年11月～1月)の落ち葉等の委託事業者による収集を、区で行います。

(4) 春期落ち葉収集 【要事前申請】

春期の落ち葉等を足立清掃事務所により無料収集できる「保存樹落ち葉シール」を配布します。
シール貼付による収集期間は、3月中旬から6月頃に限りです。

(5) 賠償責任保険

管理上の過失などにより、第三者に損害を与えた場合などに適用される保険です。万一の事故が発生した場合は、緑化推進係までご連絡ください。

(6) カラスの巣について

カラスは鳥獣保護法により保護されているため、むやみに駆除できません。繁殖時期に、威嚇や攻撃といった人的被害が発生した場合に限り、許可業者による卵・ヒナ等の撤去が可能です(集合住宅・事業所は自己負担)。
緑化推進係、または生活衛生課庶務係Tel03-3880-5375までご連絡ください。

(7) スズメバチの巣について

区で撤去しますので、緑化推進係、または生活衛生課生活衛生係Tel03-3880-5374までご連絡ください。
アシナガバチやミツバチの巣は撤去しておりません。アシナガバチやミツバチは、巣を刺激したり、手で振り払ったりしなければ、刺されることはほとんどありません。

管理支援(樹木剪定)のご案内 (令和7年度版)

剪定や病害虫防除など、保存樹木・樹林を適正に維持するための費用の半額を助成します

令和6年4月に支援内容を一部変更しています

【変更点1】助成限度額→なし ※変更前…保存樹木は上限15万円/年度、保存樹林は上限50万円/年度

【変更点2】同一樹木の助成申請を3年程度の経過に短縮 ※変更前は4年程度

【変更点3】区が指定する業者が増えました

◇助成の条件◇

- ・助成をご希望の際は、事前の申請が必要となります。緑化推進係までご連絡下さい。
- ・足立区が指定する下記の業者による作業となります。
- ・同一樹木の助成申請は3年程度の経過が必要です。

◇費用の一例◇

樹形の骨格づくり(半額助成) 樹木本来の自然形を活かしながら、樹高を調整し、枝葉を透かすなどの剪定です。

地上1.2mにおける幹周りのサイズ	1本あたりの金額(税込)	ご負担金額(税込)
120～150cm 未満	68,860 円	34,430 円
150～170cm 未満	115,940 円	57,970 円
170～190cm 未満	130,460 円	65,230 円
190～210cm 未満	156,860 円	78,430 円
210～230cm 未満	187,660 円	93,830 円
230～260cm 未満	245,740 円	122,870 円
260～300cm 未満	323,620 円	161,810 円

※ 発生材処分費、保安要員の配置、高所作業車等の費用は区が全額負担いたします。

※ 支払いの際に、口座振替手数料が発生する場合は、手数料分もご負担願います。

※ 病害虫の防除も対応しますのでご相談ください。

※ 健全育成(樹木の診断や樹勢回復等、区が全額負担)の詳細は緑化推進係へお問い合わせください。

◇お願い◇

- ・剪定の適期は、常緑樹が梅雨前(4～6月)、落葉樹が落葉期(10～3月)です。
- ・強い剪定は、樹勢を弱めたり、樹形が崩れたりする原因となる場合があるためご遠慮ください。
- ・時期によって、申請から作業まで数ヶ月を要する場合がございます。恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

◇助成の申請・問い合わせ先◇

足立区パークイノベーション推進課 緑化推進係

電話 03-3880-5188 FAX 03-3880-5619 メール midori@city.adachi.tokyo.jp

令和7年度 足立区指定業者一覧

会社名	所在地	担当	電話	樹木剪定	健全育成
株式会社アカネ	加賀二丁目	三浦	03-3857-0019	☆	★
浅香園芸株式会社	加賀二丁目	石橋	03-3899-5500	☆	★
岩田造園土木株式会社	谷中一丁目	岸本	03-3620-6494	☆	★
有限会社上田造園	千住大川町	上田	03-3888-3714	☆	
株式会社呉竹造園	舎人五丁目	田村(農)	03-3857-3893	☆	
株式会社後藤造園	栗原二丁目	新屋	03-3885-9719	☆	★
株式会社富士造園	西加平二丁目	岸	03-3885-1100	☆	★
株式会社宝来左松島	加平二丁目	飯野	03-6319-9127		★
有限会社山咲造園	伊興二丁目	風間	03-5691-9238	☆	
横田造園株式会社	舎人一丁目	中野	03-3897-9553	☆	